

令和3年2月25日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

医療従事者等向け接種を実施するための
新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について

今般、接種順位を上位に位置付ける医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの配分について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

同ワクチンの第1弾の出荷については、3月1日の週と3月8日の週に分け、それぞれ全国で500箱ずつ出荷されることとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

(別 添)

- ◆ 「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について」（令和3年2月19日事務連絡）
- ◆ 「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの配分について」（令和3年2月17日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について

接種順位を上位に位置づける医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの配分については、「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの配分について」（令和3年2月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）においてご連絡したところですが、第1弾は下記のとおり出荷することとしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

- 1 第1弾は、別添のとおり、前半（3月1日の週）と、後半（3月8日の週）に分けて、それぞれ全国で500箱ずつ出荷する。
なお、今後も一定周期で出荷を行い、最終的には、各都道府県から報告いただく接種予定者数を満たす量を配分することとする。また、接種予定者数については、今後の出荷のタイミングに合わせて数値を修正する機会を設けるため、適正な接種予定者数を報告できるよう、関係医療機関等との連絡調整を行うこと。
- 2 別添の各都道府県の出荷箱数を限度として、前半、後半に配送すべき配送先及び配送箱数を報告様式に記入し、今月24日（水）（必着・厳守）までに厚生労働省健康局健康課予防接種室まで登録すること。
- 3 今回出荷分は2回接種のうちの1回目接種分を念頭に置いており、3週間後（3月22日の週と3月29日の週）に、2回目接種分を念頭に置いて、今回の配送先に今回の出荷分と同数箱を出荷する。
- 4 第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追って案内する。

医療従事者等向け接種のための新型コロナワクチンの出荷箱数

(単位：箱数、1箱＝195バイアル)

	前半出荷分 (3月1日の週発送)	後半出荷分 (3月8日の週発送)
全国	500	500
北海道	25	25
青森県	5	5
岩手県	5	5
宮城県	8	8
秋田県	4	4
山形県	5	5
福島県	7	7
茨城県	10	10
栃木県	7	7
群馬県	8	8
埼玉県	21	21
千葉県	20	20
東京都	49	49
神奈川県	28	28
新潟県	9	9
富山県	5	5
石川県	5	5
福井県	3	3
山梨県	3	3
長野県	8	8
岐阜県	7	7
静岡県	13	13
愛知県	25	25
三重県	6	6
滋賀県	5	5
京都府	11	11
大阪府	36	36
兵庫県	21	21
奈良県	5	5
和歌山県	4	4
鳥取県	3	3
島根県	3	3
岡山県	9	9
広島県	12	12
山口県	7	7
徳島県	4	4
香川県	5	5
愛媛県	6	6
高知県	5	5
福岡県	26	26
佐賀県	5	5
長崎県	8	8
熊本県	10	10
大分県	6	6
宮崎県	6	6
鹿児島県	10	10
沖縄県	7	7

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの配分について

接種順位を上位に位置づける医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において、接種体制の構築を進めるようお願いしているところです。

今般、ファイザー社の新型コロナワクチン（商品名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2））が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の3第1項の規定により令和3年2月14日に特例承認され、また、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定により、同月16日に厚生労働大臣による、同ワクチンを用いた臨時の予防接種の実施の指示が行われました。

本日から、先行接種者健康調査が国立病院機構、地域医療機能推進機構、労働者健康安全機構に属する計100病院において行われていますが、今後、医療従事者等向け接種を行うためのワクチンの配分については、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 国から都道府県への配分の考え方

- (1) 都道府県から報告された接種予定者数の情報や医療従事者等に関する統計情報を基に、国が保管しているワクチンを段階的に各都道府県に配分する。
- (2) ワクチンは国において停電など不測の事態に備えるための在庫を確保しつつ、一定周期で出荷する。

第1弾・1回目接種分については、改めて今月19日（金）に確定時期・数量をお知らせするが、各都道府県におかれては、例えば3月1日の週から3月8日の週の間、2回に分けて出荷された場合に、優先的に配送すべき接種施設等（ファイザー社ワクチン用のディープフリーザー配置先）を勘案した接種施設等ごとの配送箱数（1箱＝195バイアル）について検討願いたい。

なお、第1弾・2回目接種分については、これと同数を概ね3週間後に出荷する予定であり、第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追ってお知らせする。

- (3) なお、接種を行う医療機関等については、基本型接種施設・連携型接種施設のいずれも、予防接種の実施に関する集合契約への参加が必要となるため、医療従事者等向けの接種を行う予定であって集合契約に係る委任状を提出していない医療機関等におかれては、速やかに委任状を提出するよう連絡いただきたい。

また、基本型接種施設・連携型接種施設のいずれも、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を通じ、接種を行う医療機関の初期登録、接種を実施した場合の実績値の入力等が必要となることについて、改めて周知いただきたい。

2 配送先の登録について

- (1) 医療従事者向け接種に係るワクチンの配送先の指定については、V-SYSは用いず、都道府県がとりまとめて、報告様式（追って都道府県ごとにメールでお送りする）に必要な事項を記入の上、厚生労働省健康局健康課予防接種室に登録すること。

これは、この段階では配送先の接種施設数が限られていること、市町村の区域を越えた範囲でのV-SYSを通じた配送先の指定等を円滑に行えるようになるにはなお相当の時間を要することが見込まれることを考慮したためである。

- (2) 第1弾・1回目接種分の出荷については、今月19日（金）に改めてお示しする都道府県ごとの配分量を踏まえ、報告様式に配送先を厚生労働省健康局健康課予防接種室に今月24日（水）（必着・厳守）までに登録すること。なお、1（2）のとおり、例えば3月1日の週から3月8日の週の間には2回に分けて出荷される場合も考慮して、より早期に接種を実施するなど、優先的に配送すべき基本型接種施設（ファイザー社ワクチン用のディープフリーザー配置先に限る）を検討の上、報告様式に記入すること。

なお、第1弾・2回目接種分の出荷については、上記により登録された配送先に、第1弾・1回目接種分の出荷と同数箱を出荷する予定である。配送業者による配送計画や医療機関への周知、行政間の調整コスト等を考慮し、第1弾・1回目接種分と第1弾・2回目接種分の配送先を変更することは認めない。

- (3) 第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追って案内するが、同様の手続きをとることを予定している。なお、第1弾出荷の配送先と、第2弾出荷の配送先が異なることは差し支えない。